

「元気なまちづくり事業費補助金」のご案内

舞鶴市では、魅力的で活力ある地域社会の実現を図るため、自治会等が実施する“新たな人と人との交流のきっかけを生み出す活動”や“地域の魅力を向上させる活動”を「元気なまちづくり事業費補助金」で支援します。

地域の元気づくりにぜひご活用ください！！

また、地域で実施したい取組や補助金の活用方法の疑問などがありましたら、気軽にご相談ください。

1. 補助金の交付対象となる団体

- ①自治会
- ②自治連合会などの複数の自治会で構成される団体

2. 補助金の交付対象となる事業

以下の事業のうち、地域が主体となって**新たに取り組むもの**、又はすでに実施している事業を**拡充して取り組むもの**を対象とします。

1. 交流事業

地域内の住民相互の交流又は他地域の住民との交流の促進に係る事業

2. 地域福祉事業

高齢者、障害者、子ども等の支援、住民の健康増進等に係る事業

3. 環境保全・美化事業

地域の環境保全、美化等に係る事業

4. 安心・安全向上事業

災害・犯罪・交通事故の発生防止等の地域の安心・安全を向上させる事業

5. 地域の魅力向上事業

地域の歴史・文化の伝承、自治会等に関する情報発信等の地域の魅力を向上させる事業

【注意事項】

※補助対象経費の総額が**2万円以上**の事業が対象となります。

※自治会が主体となって行う事業であれば、NPO法人や高等教育機関などと共同で行う事業も対象となります。

※施設や設備の設置又は整備、物品の購入のみの事業は対象になりません。

※国、地方公共団体等が実施する他の制度により助成金等の交付を受ける事業は、対象となりません。

※政治、宗教又は営利を目的とする事業は補助対象となりません。

※年度内に事業が完了しない場合、補助金を交付できません。

※事業を継続して取り組まれる場合、補助金の交付は3年を限度とします。

3. 補助金の対象となる経費

事業の実施に要する以下の経費を対象とします。

- ①材料費
- ②消耗品費（景品・賞品等は対象外）
- ③借上料（会場使用料、備品借上料など）
- ④通信運搬費（郵便料金、通話料など）
- ⑤印刷製本費（チラシ、パンフレット、ポスターなど）
- ⑥保険料
- ⑦委託料（申請団体ではできない技術・知識を要する作業等の委託など）
- ⑧謝金（補助対象者の構成員に対するものを除く）
- ⑨事業に必要と認められる備品

※飲食等に係る経費は補助の対象となりません。

4. 補助金の額

補助金の額：事業の実施に必要な額（補助率：2／3）。

※自己負担（事業費の1/3）が必要となります。

補助限度額：50万円

5. 募集期限

令和7年6月27日（金）

※応募状況等に応じて、募集期限を延長する場合があります。

6. 手続きの流れ

1. 交付申請

【必要な書類】

- ①申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④その他必要書類

※ お手数をお掛けしますが、様式はご相談の際に郵送又は手渡しをさせていただきます（市ホームページからもダウンロードできます）。

2. ヒアリング・審査（申請受付後、随時）

申請内容、地域づくりの思い・考え方、今後の方向性等についてヒアリングを行います。

3. 交付決定（7月下旬）

ヒアリング内容や有識者等の意見を踏まえて審査し、採択事業を決定します。

7. 書類提出と問い合わせ先

令和6年度の活用事例紹介

1. 青井校区振興会

～アサギマダラの乱舞しフジバカマが
咲き誇る地域づくり～

フジバカマを育てるため、城北中学校、支援協議会、地区住民が協働で灌水設備の増設を行い、「ふじばかままつり」や城北中学校区小学校3年生の「アサギマダラ学習会」等を実施することで世代間交流を促進

【補助対象】

灌水設備の増設に係る材料費に活用

2. 今田自治会（2年目）

～今田のこどもたちを元気にする取組～

祭り太鼓の講習会を実施し、地域住民が小学生に太鼓の叩き方を指導することで世代間交流を図るとともに、児童が遊ぶ場所の除草、年末お楽しみ会を開催することで地域交流を促進

【補助対象】

草刈りコードの購入、太鼓バチ作製費、太鼓講師・演奏者への謝礼に活用

3. 城屋自治会

～城屋公民館ライブの実施～

住民が集う公民館ライブの実施や住民の憩いの場である公園の草刈りを開催することで地域交流を促進し、村の活性化を促進

【補助対象】

演者への謝礼、楽器の運搬に活用

4. 南田辺自治会

～遊歩道（海舞鶴線）の美化活動の実施～

地域の散策路である遊歩道を地域住民で環境美化活動を実施することで、自治会員の景観保全意識の向上、地域交流を促進

【補助対象】

植栽・草刈機の購入、傷害保険料などに活用

5. 朝来区長協議会

～朝来盆踊り大会の実施～

朝来地域全体を対象に、各自治会がブースを出店しながら、地域が一体となって大盆踊り大会を開催することで、地域のつながりづくりを促進

【補助対象】

会場の機材のレンタル、広報費用などに活用

6. 浮島会（3年目）

～老人会の発足～

教室（ペーパークラフト、映画上映、スイーツ作り）やイベントを実施することで、地域交流を促進するとともに、高齢者の居場所を創出

【補助対象】

教室の材料費、集会所使用料、パイプ椅子の購入などに活用

7. 鹿原西自治会

～こどもの居場所づくり

（おかえりの家）～

週に1回集会所を開放し下校後の小学生の居場所づくりを実施することで、世話役の住民との世代間交流の促進し、地域でこどもを見守る体制を構築

【補助対象】

傷害保険料、イベント時の演者への謝礼などに活用

8. 中筋自治連合会

～中筋ふれあいまつりの実施～

こどもと大人が集い交流する地域のまつりを開催することで、地域交流を促進するとともに、小学生も企画に主体的に取り組みながら、地域参加のきっかけを創出

【補助対象】

会場の設営費用や宣伝広告費などに活用